

令和2年度第4回宮城県内水面漁場管理委員会議事録

委員会の招集

- (1) 招集者 会長 小野寺 秀也
(2) 発送年月日 令和3年3月11日(木)

委員会の開催

- (1) 日時 令和3年3月23日(火)
○開会 午後2時
○閉会 午後4時10分
(2) 場所 宮城県行政庁舎11階 第二会議室

議題

(1) 審議事項

- イ コイヘルペスウイルス病対策に係る委員会指示(案)について
ロ 小型機船底びき網漁業(しじみ貝桁漁業)制限措置(案)等について
ハ 意見の聴取に関する手続規定の改正について

(2) 協議事項

- イ 第1種共同漁業及び第5種共同漁業の資源管理の状況等の報告及び
第5種共同漁業権の免許条件に係る令和3年度増殖事業計画(案)について
ロ 令和3年度宮城県内水面漁場管理委員会の開催計画について

(3) 報告事項

- イ 令和2年度さけ来遊結果について
ロ 水産業の振興に関する基本的な計画(第Ⅲ期)について
ハ 稚うなぎ採捕に係る許可の取扱いについて
ニ 宮城県カワウ対策協議会について

(4) その他

出席委員

会長	小野寺 秀也	委員	高橋 計介
会長代理	千葉 勝美	"	高橋 清孝
委員	菅原 元	"	棟方 有宗
"	十二村 實	"	菅原 元
"	眞壁 一良		

欠席委員

委 員 大 越 和 加

執行部出席者 別紙のとおり

【委員会成立】

○事務局 鈴木課長補佐

定刻となりましたので、ただ今から令和2年度第4回宮城県内水面漁場管理委員会を開催いたします。

本日の委員の出席状況は、9名の方が御出席されておりますので、漁業法第173条の規定による過半数を満たしております、本委員会は成立しておりますことを御報告申し上げます。

それでは、開会の御挨拶を小野寺会長からお願ひいたします。

【挨拶】

○小野寺会長

(挨拶)

○事務局 鈴木課長補佐

ありがとうございました。続きまして、宮城県水産林政部 石田次長から御挨拶申し上げます。

○水産林政部 石田次長

(挨拶)

○事務局 鈴木課長補佐

それでは議事に入らせていただきます。小野寺会長、議事進行をよろしくお願ひいたします。

【議事録署名委員】

○小野寺会長

それでは、議事に先立ちまして、議事録署名委員の指名を行います。

3番の菅原元^{はじめ}委員と9番の棟方委員を本日の議事録署名委員に御指名いたします。よろしくお願ひいたします。

それでは、お手元の会議次第により進めてまいりますのでよろしくお願ひします。

【審議事項】

○小野寺会長

まず1番最初、審議事項（1）「コイヘルペスウイルス病対策に係る委員会指示（案）について」を上程いたします。これについては事務局から説明お願ひいたします。

○事務局 村上技師

事務局の村上でございます。

審議事項（1）コイヘルペスウイルス病対策に係る委員会指示につきまして、着座にて説明させていただきます。こちらの委員会指示につきましては、平成16年から現在まで毎年1年更新で継続的に発動しているものであります。

来年度の継続発動についても御審議いただく内容となってございます。

資料1の1ページをお願いいたします。経過でございますが、コイヘルペスウイルス病につきましては、平成15年に国内で初めて発生が確認されまして、翌年の平成16年に全国においてピークとなり、16年以降も現在に至るまで継続的に発生が確認されております。このような中、持続的養殖生産確保法による蔓延防止措置がとられているほか、具体的な防疫指針が示されておりまして、それに基づいた対応を現在とっている状況でございます。

宮城県におきましても、蔓延防止の観点から県内全域にコイヘルペスウイルス病が確認された場合に、コイの持ち出しの制限をする等の委員会指示を平成16年6月10日付で発動しております。しかし、翌日の平成16年6月11日に、角田市内のため池で県内初のコイヘルペスウイルス病の発生が確認されまして、それ以降につきましても、平成19年までは、毎年コイヘルペスウイルス病の発生が確認されております。

近年では、平成27年に七北田川水系において発生が確認されておりますが、それ以降については、特段発生の確認はされておりません。

続いて、中段の委員会指示についてですが、本県におきまして、先ほどから説明させてもらっているとおり、蔓延防止を図るために、平成16年以降毎年継続で発動しております。県内には現在まで発生が確認されていない水系もあるのですが、事務局としましては、令和3年度におきましても、委員会指示を継続的に発生し、拡大と蔓延防止措置を講じたいと考えております。委員会指示での内容につきましては、次の2ページ目のですね。こちら、実際に県公報に掲載する指示の案の文章となっております。変更内容、昨年度からの変更点としましては、日付と、あとはですね12月の漁業法改正による条項の変更になっております。

3ページと4ページにですね、新旧対照表があるんですけども、そちらを御覧ください。こちらの対照表は、右側に現在発動している委員会指示の内容、左側に今回御審議いただく来年度の委員会指示の内容となっております。変更点につきましては、アンダーバーで示してございます。

まず、一つ目につきましては、上段の方にですね、現状の9の令和2年度の指示内容ですと、漁業法第67条第1項及び第130条第4項の規定によりという文章があるん

ですが、そこの改正漁業法による条の変更になっております。

次につきましては発動する公報掲載日について変更があるので、そちらの日付の変更となっております。内容につきましては、3つございまして、持ち出しの禁止、あと移植の制限放流等の制限、それから4ページ目の4つめとして適用除外となっております。4番の適用除外の第2項に指示する期間として、年度の更新ということで変更がございます。

続いて、5ページをお願いいたします。こちらは適用除外の承認手続きの要綱となつてございます。下の手続きフローにございますが、申請者が事務局宛に適用除外の申請を行った場合、その承認、非承認について、委員会で御審議いただくこととなります。緊急性を要する場合には、書面にて紹介させていただくことになります。

続いて、6ページをお願いいたします。6ページ目は、先ほど5ページ目と関連するのですが、委員会で承認する場合の基準等について記載しております。上に枠で囲んである4つの条件をですね、すべて満たすこととなっておりまして、満たすことができれば承認を検討するという内容になっております。

続いて、7ページをお願いいたします。7ページ目は、委員会制のイメージの図を載せております。水系が3つ例としてございまして、左側の水系Aがコイヘルペスウイルス病の発生が確認されており、この水系につきましては持ち出しを含むすべての移植ができないこととなっております。続いてコイヘルペスウイルス病の疑いがある水系B、上方の水系なんですけれども、こちらは持ち出し以外の移植が不可となります。またCの水系はコイヘルペスウイルス病の発生が確認されておりませんので、こちら持ち出しや非適用水面の移植は可能となっております。公共用水面の移植については、委員会指示で定める3つの条件を満たす必要があるため三角という記載にしております。

8ページ目につきましては、県内におけるコイヘルペスウイルス病の発生状況を掲載しております。

また、9ページにはですね、全国における発生状況を記載してございますので、こちら、8ページ9ページにつきましては後程御確認いただければと思います。

説明につきましては以上となります。

指示の継続発動につきまして、御審議のほどよろしくお願ひいたします。

○小野寺会長

はい。ありがとうございます。事務局から説明が終わりましたので質疑に入ります。御意見・御質問ありましたら。

御意見・御質問がなければ、コイヘルペスウイルス病対策に係る委員会指示（案）については原案どおり指示を発動することで御異議ございませんか。

○各委員

はい。

○小野寺会長

ありがとうございます。

それでは、コイヘルペスウイルス病対策に係る委員会指示（案）については原案どおり発動することに決定いたします。事務局は手続きを進めてください。

続きまして、審議事項（2）「小型機船底びき網漁業（しじみ貝桁網漁業）の制限措置（案）等について」上程いたします。

県から説明お願いします。

○水産業振興課 本田技術主査

水産業振興課の本田と申します。

私から資料2を用いて着座にて説明させていただきます。小型機船底びき網漁業（しじみ貝桁漁業）の制限措置（案）等についてということでございまして、こちら昨年度12月1日に施行されました改正漁業法によりまして、知事許可漁業の許可の手続規程が大臣許可漁業の規定に準じて改正されまして、それに基づきまして、今後、許可に当たってはですね、制限措置の内容というものを内水面漁場管理委員会に意見を聴いた上で規定すると、それに基づいて許可をするということになりました。本県の内水面の知事許可漁業におきましては、北上追波漁業協同組合の共同漁業権の区域内で操業します、しじみ貝桁漁業が1件ございまして、こちらはですね、6月から漁業時期を迎えるということで、今回新規の許可に当たっての審議ということになります。

1ページ目をおめくりください。こちらはまず、漁業法に基づく県から内水面漁場管理委員会への諮問文書の写しとなります。

次のページ、2ページをお願いいたします。こちらは今説明いたしました、制限措置及び許可又は起業の認可を申請すべき期間でございます。こちらは後ほど説明いたします。

次のページをお願いいたします。制限措置ですね、許可等をすべき船舶の数を定めまして、その数を超えて申請があった場合にですね、優先順位を定めることとなってございまして、こちらがその基準となってございます。

次のページ、4ページをお願いいたします。こちらが改正漁業法の新たな手続き規定でございまして、こちらフローを見ていただきますとこれまで旧法はですね、漁業者は漁協を通じて県に申請をし、その申請の書類審査等を経まして許可をしておりましたが、改正漁業法施行後はですね、今回の審議のように、まず、制限措置というものを委員会の意見を聴いた上で公示します。その上で申請を受けまして、公示で何隻許可しますと出した上でその枠内であれば適格性の審査を経て許可を出しますと。公示枠を超えた場合に、適格性を満たしている場合、許可の基準を適用して優先順位を決めて許可を出すというような形となりました。従いまして、本日の諮問事項としましては1番下にございますが、1つは公示する制限措置の内容及び申請すべき期間、それから公示枠を超えた場合の許可の基準ということになります。

次、6ページをお願いいたします。まず、今回の漁業の概要を説明いたします。しじ

み貝桁網漁業でございますが、こちら北上追波漁業協同組合が第1種共同漁業権に基づきまして、従来から手鉤ですとか、ジョレン曳きによって採捕していたのですが、平成12年ですね、水産庁からジョレン曳きによる漁法が小型機船底びき網漁業に該当すると指摘を受けまして、平成12年から許可制となっております。許可に当たりましては、許可取扱方針を定めまして、漁場管理の適正化と操業秩序の維持のために、漁協が毎漁期ごとに資源管理計画書を策定して、県へ提出しまして、これを遵守するとともに漁協を共同経営者にすることを定めてございます。

漁獲量と許可隻数でございますが、こちらグラフを御覧いただきますと、棒グラフが漁獲量となってございまして、平成12年に許可制導入以降ですね、平成20年頃までは120～160トン台で推移していたのですが、平成21年以降ですね、減少するとともに、特に震災以降は地盤沈下に伴う塩分濃度の上昇の影響がありまして、ピーク時の10分の1以下まで落ち込んでおりました。その後、平成25年以降ですね、徐々に漁獲量が増加傾向にあります、令和2年では39トンとなってございます。折れ線グラフの許可隻数でございますが、許可制導入当初は58隻程ございましたが、震災以降は大幅に22隻まで減少しまして、その後40隻前後で推移しております。種苗放流等につきましては、震災後、平成24～27年度までの間に135トンのしじみの種苗を放流しております。7ページはその漁業権の区域ですので参考に御覧いただければと思います。

併せまして9ページをお願いいたします。今回の審議に当たりまして許可方針の一部改正も予定してございまして、1つは許可の有効期間を1年から3年に変更するというものでございまして、平成12年当初からもともと規則では3年を基本とするとしているのですが、内水面委員会の意見を聴いてそれより短い期間を設定できるとされておりまして、平成12年以降、1年許可としておりました。それを今般、漁業法改正によりまして新たな制度となり、改めて見直すところでございます。

まず、北上追波漁業協同組合の意見を聴いたところ、近年、組合内で許可を希望する者がほぼ限定されておりまして、資源については、震災後地盤沈下等により大幅に減少したのですが、近年沈下も徐々に回復されていて、漁獲量も回復傾向にありますということで、3年に変更できるのであればお願いしたいということでございまして、この漁業は完全に北上追波漁業協同組合の漁業権の中で組合員が漁獲をするものでございまして、許可に当たっては操業に係る資源管理計画書を毎漁期提出をいただいておりまして、県としても資源管理体制の確認もしておりますので、漁業権者の意向も踏まえまして、3年へ変更したいというものです。併せてですね、許可の中で許可の条件として、使用漁船の適格条件等を規定しております、例えば、船外機船として許可を受けた船舶は船内機船には移行できないとそういった条件を規定しております、それはもともと許可制に移行したときにですね、漁業権者の組合と協議を重ねた上でですね、当時、許可隻数が非常に多いということで組合内で希望者が多くて、ある程度そこでルールを決めて制限をかけたいということでこういった条件を入れていましたが、近年では、この条件はいらないと組合からの話もありまして、許可隻数と資源の状況も安

定しているということで削除するということでございます。

2ページへ戻り願います。今回御審議いただく制限措置でございまして、まず1番の表でございます。漁業種類、操業区域、漁業時期等につきましては従前の許可方針で規定した内容でございます。漁業時期として6月1日から翌年の3月31日までございます。一番右にあります、漁業を営む者の資格としまして、北上追波漁業協同組合と共に営む同組合に所属する組合員に限定した許可となってございます。許可等をすべき船舶等の数としましては40隻です。こちらは昨年と同様でございまして、こちら組合に事前に照会をかけまして、今漁期計画している希望隻数ということでございます。申請期間として4月10日から5月10日までとしてございます。

最後に3ページをお願いいたします。こちら公示枠を超えた場合の許可の基準ということでございまして、優先順位1としては、前年度に許可を受けて適正に操業した実績を有する者としておりまして、次に前年に許可を受けて適正に操業した実績を有する者からこの許可を承継しようとする場合、3番として過去にこの許可を受けて操業した実績がある者と、4番としてそれ以外ということでございまして、こちらは制限措置の漁業者の資格ですね、組合と共に経営する組合員という資格を満たした上で許可の基準ということになります。

資料の説明については以上になります。御審議の程よろしくお願ひいたします。

○小野寺会長

ありがとうございました。それでは御意見・御質問ございますか。
よろしいですか。

○各委員

はい。

○小野寺会長

これは前に少し議論をしたところだったのですが、もし御意見・御質問がなければ、小型機船底びき網漁業（しじみ貝桁網漁業）の制限措置（案）については、原案どおりで差支えない旨、答申することによろしいでしょうか。

○各委員

はい。

○小野寺会長

ありがとうございます。それでは事務局は手続きをお願いいたします。

続いて審議事項（3）「意見の聴取に関する手続き規定の改正について」を上程いたします。これも事務局から説明お願いします。

○事務局 村上技師

事務局の村上でございます。

審議事項（3）意見の聴取に関する手続き規定の改正につきまして着座にて説明させていただきます。資料はホチキスどめ、2つの資料になっております。A4両面刷りとA3の両面刷りのものになっております。

1ページ目をお開き願います。1番の改正の概要及び理由につきましては、本委員会に関する規定として施行されております意見の聴取に関する手続き規定につきまして、漁業法及び漁業法施行令の改正に伴った条項の変更等の必要性が生じるため、改正を行うものとなってございます。

改正内容につきましては、A3の四段割表ですね、四段割表のどおりとなってございまして、具体的に主な変更内容につきましては、先ほど御説明させてもらったとおり、漁業法及び漁業法施行令の改正に伴う条項の変更で、他四段割表を御覧願います。そちらの一番左側に水産庁から規定例が示されてございまして、こちらをもとに様式の削除をするものとなっております。

具体的な内容につきましては、A3資料の四段割表を御覧願います。左側に水産庁からの規定を記載しております、その隣に改正後の案の規定を示しております。またその隣が現在の手続き規定となっておりまして、最後に一番右側に改正理由となってございます。先ほどもお伝えしたとおり漁業法第1条については、漁業法改正に伴う条項の変更、以上につきましても同様にですね、法10条、22条は漁業権に関する条項になるんですけどもこちら不利益処分に該当しないということで削除させてもらっております。続いて、あと下からはですね、条文削除による条文のずれの変更等になっております。あとはこちら行政手続法に基づいて、ならって規定されているものなので、そちら文言に合わせていいとかですね、細かな修正となっております。

最後A4資料の1ページ目の最後の県公報登載スケジュールにつきましては、こちらのご審議いただいたて了承いただけましたら、令和3年3月、今月下旬にですね公報登載を予定しております。簡単ではございますが説明は以上となります。

○小野寺会長

はい。事務局から説明が終わりましたので、御意見・御質問を頂きます。何か御意見・御質問等ございませんか。

よろしいですか。

なければ、意見の聴取に関する手続き規定の改正については、原案どおり規定を改正することによろしいでしょうか。

○各委員

はい。

○小野寺会長

ではそのように原案どおり改正することに決定いたします。

事務局は、規程改正の手続きをお願いいたします。

-----審議事項終了-----

【協議事項】

○小野寺会長

審議事項終わりましたので、次に協議事項に移ります。

協議事項（1）「第1種共同漁業及び第5種共同漁業の資源管理の状況等の報告及び第5種共同漁業権の免許条件に係る令和3年度増殖事業計画（案）について」を上程いたします。事務局から説明願います。

○事務局 神山技師

事務局の神山でございます。

協議事項（1）第1種共同漁業及び第5種共同漁業の資源管理の状況等の報告及び第5種共同漁業権の免許条件に係る令和3年度増殖事業計画案について着座にて説明させていただきます。

資料の4番の1ページ目をお願いします。今回ですね、毎年行っている増殖計画の案の協議事項に加え、令和2年12月1日より施行された改正漁業法にて、新たに資源管理の状況等の報告というものが定められますが、こちらにつきましては、漁業権者が資源管理の状況等について、都道府県知事への報告義務が新たに定められており、都道府県知事が定める方法により年1回以上、都道府県知事の定める日までに行うものとされています。また、都道府県知事は海区漁業調整委員会、内水面については、内水面漁業管理委員会へ報告事項に関する意見を付して年1回以上報告するものとしています。

第5種共同漁業については毎年ですね、共同漁業権魚種の増殖を行うことが義務づけられているため、毎年12月から1月に提出された増殖事業計画及び実績報告書について、漁協にヒアリングを行い、3月の内水面漁場管理委員会で報告させてもらっています。この提出してもらっている増殖事業計画及び実績報告書の項目が、今回新たに定められた資源管理の状況等の報告の項目と重複していることから、増殖計画（案）の報告と一緒にタイミングで資源管理の状況等の報告を行わせていただきます。また、第1種共同漁業についても、第5種共同漁業と同様に、実績報告書の項目と重複していることから、第5種共同漁業の報告と同時に報告させていただきます。

資源管理の状況等の報告の項目については、1ページ目の下段にあります、1から6の番号が振られた項目になっていまして、1番が漁業権の種類及び免許番号、2番が報告の対象となる期間、3番が資源管理に関する取り組みの実施状況、4番が操業日数、漁獲量その他の漁場の活用の状況、5番が組合員の行使権者の数及び行使の状況、6番がその他必要な事項となっています。

おめくりいただきて2ページと3ページを御覧ください。こちらにつきましては、先ほどの説明の根拠法令の一部を抜粋しております。こちらは参考にお願いします。

おめくりいただきて4ページの方お願ひします。4ページからですね、各漁協の先ほど申しました資源管理の状況等の報告及び増殖事業計画案の内容を個別の表にて示しています。こちらにつきましては、番号が1番から8番まで振り分けられており、4ページの右上にあるとおり、1番から6番までが資源管理の状況等の報告に該当する部分、3番、7番、8番については、毎年行っている増殖事業計画（案）に該当する項目となっています。

最初にですね気仙沼大川漁協について説明させていただきます。気仙沼大川漁協の報告事項については、1番が漁業権番号、2番が対象期間となっており、対象期間については、増殖計画（案）の報告期間と同様であるため、これ以降の漁協についても同様に、令和2年4月1日から令和3年3月31日までとなっております。次に3番が資源管理に関する取り組みの実施状況ということで、まず、（1）増殖計画の計画と実績ですね、気仙沼大川漁協ではアユ、ヤマメ、イワナの3魚種について行っており、令和2年度については概ね計画通りの放流を行いました。ヤマメについては種苗購入先から余った種苗の寄付を受けたということで計画より大幅に多い放流となっています。また、イワナについては購入先の種苗が不足していたことから計画よりも少ない放流となっています。令和3年度の計画については、令和2年度と同様となっています。次に（2）放流事業以外の増殖事業についてということで、くみ上げ放流と禁漁区設定を行っていましたが、くみ上げ放流については、令和2年度については渇水のため、実施することができなかつたとのことでした。令和3年度については、同様に実施する予定で計画しています。（3）のサケの増殖事業の実績、こちらについてはサケの放流等を行っている漁協については、こちらに稚魚放流等の内容を記載させていただいている。（4）につきましては、増殖事業等の方針ということで、放流事業以外の特記事項等について記載させていただいている。次に5ページの方にですね、4番、操業日数、漁獲量、その他の漁場の活用の状況ということで、遊漁券の発行実績、こちらの方を記載させていただいている。大川漁協につきましては、対象魚種全魚種の年券、アユ、イワナ、ヤマメ以外の年券、全魚種の日券、アユ、イワナ、ヤマメ以外の日券ということで、枚数が令和元年度が151枚で、令和2年度が151枚と変わらずということでした。次に5番、組合員行使権者の数及び行使の状況についてですが、こちらについては気仙沼大川漁協については、第5種のみが当てはまり、漁法、釣りについては行使人数が28名、漁獲量は把握できていないということでした。5番の（2）につきましては組合員の現況ということで、そのうちの正組合員数と准組合員数、その合計の数を示しています。（2）の右隣にありますのがその他必要な事項としまして、その他の組合事業実績ということで河川の清掃業務及び河川の監視業務等を記載させていただいている。また、左下にいきまして、7番については増殖事業に係る収支状況ということで、令和2年度の収入と支出及び令和3年の放流事業に関する支出予定を記載させていただいている。こちらの収支状況については、サケの放流事業等の経費は除かせてもらっています。8番については令和3年度の増殖事業の計画に対する県の考え方ということで、漁協が計画どおり行い、また、資源状況や経営状況等を勘案して増殖事業を積極的に実施

していくことということで、今後も基本的には考えとしてはこのような形で各漁協に県の考え方を記載させてもらっています。

ページめぐっていただいて、6ページの方お願いします。6ページと7ページが本吉町淡水漁協についての個別票です。こちらについては、本吉町淡水漁協ではアユ、イワナ、ヤマメを購入しており、計画と変更があった点については、アユの実績について計画より少ない放流となっています。こちらについては、小泉川鮭増殖組合からの毎年あった協力金がサケの不漁によりもらえない予想されたことから、放流費を減らすために放流量を減らしたということでした。令和3年度については、予算を勘案して令和2年度の計画より少し減らした数量で計画しております。また、3番の(2)の放流事業以外の増殖計画については、くみ上げ放流と産卵場の造成を行っており、くみ上げ放流については、令和2年度は実施し令和3年度も実施を計画しています。また、くみ上げ放流につきましては、関連するものとして魚道の改修について、本流の方の改修を河川管理者へ要望中であり、そのため令和3年度に支流で試験的に簡易的な魚道を設置して様子を見るということをおっしゃっていました。また、下にあります産卵場の造成については、今年度については河川工事の影響で実施できなかったということで、令和3年度については河川工事の状況を見て実施したいということで計画しています。(3)のサケについては、別組織で実施しているため該当はありません。(4)の増殖事業の計画方針については、震災復旧に伴う河川工事が継続しているため工事が終了するまで十分な増殖行為が制限されるということなので工事の様子を見ながら増殖事業を行っていくということでした。

7ページに移りまして、4番の遊漁券の発行実績、こちらについては、令和元年度は100枚、令和2年度が133枚と少し売り上げが伸びているとのことでした。あと5番については、行使権者の数と行使の状況ということで、釣り、投網、刺し網、叉手網、サケを獲る際に使っている船舶の刺し網でアユをとっているということで記載させていただいています。こちらは合計で86人、漁獲量が不明となっております。組合員の現況につきましては(2)ですね、令和元年度が87人、令和2年度が84人となっております。6番については河川の清掃及び監視を実施しています。7番については、遊漁券の補助金等があったため収入が大きくありますが、経営的なことを考え放流費を減らす方針だということでした。

次、8ページの方お願いします。8ページが志津川淡水漁協についての票となっております。最初にすいません訂正事項がありまして、3番の(2)放流事業以外の増殖事業についてということで、くみ上げ放流と記載があるのですが、こちらについては本吉町淡水漁協の内容が入っておりますが、志津川淡水漁協については該当なしということで訂正させていただきます。戻りまして3番の(1)増殖事業の計画と実績についてはアユとヤマメについて概ね計画どおりに実施しましたので令和3年度も同様に実施していきます。ヤマメについてですが、例年春と秋に放流を行っていましたが、遊漁実態を勘案しまして、秋の放流については行わないということで令和3年度も実施しない方向で進んでいました。3番のサケについてはシロザケ稚魚の400万尾を令和3年の3月までに放流する見込みということでした。(4)の増殖事業の方針については、こちらもですね、

震災復旧の河川工事等がありますので、そちらを勘案しながら増殖事業を行っていくということでした。

9ページに進みまして、遊漁券の発行実績となります。遊漁券の発行実績については、全魚種とアユがありまして、令和元年度が合計で28枚、令和2年度が48枚と少し増えた数となっております。5番の漁業権の行使実態につきましては、行使人数は36名、漁獲量は不明となっております。(2)の組合員の現況につきましては、令和元年、令和2年ともに36名と変わらずです。6番のその他必要な組合事業実績については、河川の清掃及び監視業務を実施したとのことでした。7番が収支状況につきまして、こちらは収入が思ったより得られなかつたということで、一応、来年度も支出はそのままということでした。

進みまして10ページをお願いします。10ページが迫川漁業協同組合ということで、増殖実績及び計画については、アユ、イワナ、ヤマメについて行っており、アユ、イワナ、ヤマメについては概ね計画どおりに放流を行ったとのことでした。また、ニジマスについては、イベントの際に放流を行っているとのことでしたが、予算を勘案して少し放流量を減らしたとのことでした。令和3年の計画量については、令和2年度の計画量と同様に計画しているとのことです。(2)の放流事業以外の増殖事業についてということで産卵場の造成、ウグイの産卵場として瀬付けを実施していましたが、台風19号の影響から日星をつけていたところがですね、ちょっと場所的に難しくなったということで、令和2年度は実施しなかつたということで、令和3年度については、また、場所を探して実施したいとのことでした。(3)のサケについては、シロサケの稚魚、130万尾を3月までに放流する見込みとのことでした。4番については、漁場の監視やカワウ対策等を実施していく、また、工事の方があるのでそちらとの協力をした上で、増殖事業及び環境整備を行っていくとのことでした。

11ページに進みまして、遊漁券の発行実績についてですが、こちらの枚数としましては、令和3年度の合計枚数が183枚、令和2年度が220枚と発行件数が伸びたということでした。漁業権の行使実態については、釣りと投網で行っており、行使人数は合計71名、漁獲量は不明ということでした。組合員の現況については、令和元年が合計で78名、令和2年は65名ということでした。6番の組合事業実績については、監視員、漁場監視及び河川の環境保全を実施したことでした。収支状況については支出が上回っており、今年度赤字とのことでした。

進みまして12ページの方をお願いします。12ページが花山漁協ということで、花山漁協さんではイワナとワカサギの放流を行っており、令和2年度についてイワナについては購入先の種苗の調整、大きさの調整が遅れたため実績が少し減ったということでした。また、ワカサギについては発眼卵の放流を行う予定でしたが、種苗の購入先である諏訪湖漁協の方でワカサギが不漁のことであり、種苗が確保できなかつたということで放流は行えなかつたとのことでした。令和3年度については、令和2年度の計画と同様の量を放流する予定となっております。(2)の放流事業以外の増殖事業については、ウグイの産卵場の造成を行っており、今年度も昨年度と同様に産卵場を2ヶ所整備したことでした。

(3)については該当がないということで、(4)については、種苗放流及び瀬付けの産卵場造成を実施していくということで、また、ヤマメについて資源は安定していますが、放流種苗の確保が困難な状況であり放流を行うといった場合には、イワナとの混在を避け、区域を分けて放流するということでした。

13ページに行きまして、遊漁券の発行実績ということで対象魚種イワナ等となっております。枚数については、令和元年度が235枚で、令和2年度は4,050枚ということで、こちら竿釣りの日券ですねこちらワカサギのドーム船の遊漁料ということで、こちらの枚数というのは見込みも含まれているということで、実際にはもう少し減るかなといった所をお聞きしました。5番の漁業権の行使実態については、1人が投網でウグイをとっていて漁獲量が60キロということでした。5番の(2)の組合員の現況については、令和元年の合計が52人、令和2年が47人ということでした。その他の組合事業として、各河川の監視業務のほかにカジカの里づくり事業として生息拡大に向けた生態調査を実施しているとのことでした。7番の収支状況については、遊漁券が大幅に増えたことで黒字となっています。

めくってもらって14ページの方お願いします。14ページが伊豆沼漁協の報告内容となっています。伊豆沼漁協ではウナギの放流を行っており、令和2年度については概ね計画どおりに放流を実施したとのことでした。こちら計画が90、実績が91となっていますが、種苗サイズが購入先の状況次第で変わるために、今年は大きいものが多かったということで少しキロ数が増えています。令和3年についても、令和2年の実績と合わせた計画で実施する予定となっております。飛びまして(4)については、ウナギに絞って種苗放流は行っていくとのことでブラックバス等の外来種駆除や葦・ハス刈りで水質を改善していくということを実施していくとのことでした。

15ページですね、遊漁券は発行していないということで、5番の漁業権の行使実態については、投網と刺し網、ウナギをねらった建針ということで行っており、合計で10名、漁獲量は不明となっています。また、伊豆沼については第1種共同漁業権も含まれており、こちらについては、ジュンサイ、タニシ、ヒシをとっているとのことでした。組合員の現況につきましては令和元年度の組合員数が81名、令和2年度が70名ということでした。6番のその他の組合事業実績として、クリーンキャンペーンと称し、沼周辺のごみ拾い及び野焼きを実施しております。7番の収支状況につきましては、こちらは補助金の方ですね、補助金の方に大きく収入がありましたので黒字となっております。

進んでもらって16ページの方お願いします。16ページが長沼漁協ということで、長沼漁協ではウナギの放流を行っており、令和2年の計画実績としては、計画の半分量ということで、種苗の高騰があり、予算として厳しかったため計画の半分の量で行ったとのことで、令和3年の計画についても、同様に令和2年の実績と合わせた量で行うとのことでした。

飛ばしまして、17ページの5番の漁業権行使実態として、第5種については把握できておりません、第1種についてはジュンサイ、ヒシに対して行っているとのことでした。6番の組合事業実績としては、ごみ拾い、組合員でごみ拾いを実施しているほか、ブラックバ

ス等の外来種の駆除を刺し網や定置網によって行っているとのことでした。

進みまして 18 ページの方お願いします。18 ページですね、18 ページが鳴子漁協の報告事項となっておりまして、鳴子漁協ではイワナ、ヤマメ、ニジマス、アユ、ワカサギの増殖事業を行っております。イワナ、ヤマメについては、概ね計画どおり放流を行っておりますが、イワナについては、令和元年度の放流量が少なかったことに対する補填として、令和2年度については3倍以上の放流を行ったとのことでした。また、ニジマスについても、10月から11月の特別遊漁期間の収入を増やすためとして放流量を大幅に増やしたとのことでした。発眼卵については、納得のいく卵がなかったため中止とのことでした。アユについては、北上川漁協から海産種苗を購入し、試験放流を実施したことでした。令和3年度については、北上川漁協と相談の上、予算を考慮して検討することでした。ワカサギについては、発眼卵の放流を計画しましたが、放流効果があまり見られないため、中止するということでした。飛ばしまして（4）ですね、増殖事業の方針としては10月から11月の間に行っている特別遊漁期間の方でニジマスをメインに遊漁に特化した放流を行って釣り場を整備したいとのことでした。

19 ページに進みまして遊漁券の発行実績となりますが、こちらについては枚数が合計で令和元年が2,270枚、令和2年が2,801枚となっておりました。5番の漁業権行使実態につきましては、釣りと刺し網で行っており、行使人数は53名、漁獲量が不明となっております。飛ばしまして、7番の方で收支状況ということで、今回、特別遊漁期間の方のニジマスを放流、収入の増加を見込んで放流しましたが、収入の伸びが足りず赤字となっております。令和2年度につきましては、経営を勘案して少し放流費を抑えたものとしています。

進みまして 20 ページをお願いします。20 ページが江合川漁協ということで、増殖事業としては、アユ、ニジマス、ワカサギの放流を行っております。アユにつきましては、訂正がありまして計画の方でゼロとありますが、こちらは後ほど修正いたします。アユにつきましては、北上川漁協から購入していましたが、計画より少ない放流となっていました。ニジマスについても財政難により放流を実施せず、発眼卵については放流したことでした。ワカサギについては未実施となっております。計画では未定ということでしたが江合川漁協さんでは5月の総会で放流量を決めるとのことなので、放流計画については未定となっております。（2）の放流事業以外の増殖事業につきましては、産卵場の造成ということで、ウグイの産卵場を重機や手作業による河床整備を行っております。令和3年度についても未定となっております。また、サケについては、シロザケの稚魚の275万尾を3月までに放流する見込みとのことでした。（4）の増殖事業等の方針につきましては、台風19号の影響及びサケの不漁により厳しい財政状況にあるため、来年度以降の増殖事業について、検討していく方針とのことでした。

21 ページにいきまして、遊漁券の発行実績ということでしたが、枚数につきましては、令和元年が167枚、令和2年が145枚ということでした。5番の漁業権行使実態につきましては、釣りと投網で行われ、合計が15人、漁獲量が不明となっております。（2）の組合員の現況につきましては、令和元年が145名、令和2年が145名と変わらずと

なっております。7番の収支状況につきましては、収入を支出が大幅に上回っており、例年ですとサケ事業の方でカバーしていましたが、サケの不漁により、ともに赤字となっております。

進みまして22ページをお願いします。22ページは北上川漁協の報告内容となっております。北上川漁協については、アユとワカサギについて放流を実施しており、アユにつきましては、令和2年度については計画より少ない実績となりました。これについては渴水ですね、渴水の影響や、またカワウ被害等により河川でのアユの採捕量が少なかったため、放流量が少なくなったとのことでした。ワカサギについては、概ね計画どおり放流を行ったということで、令和3年の計画量についてもっと多くの量となっております。失礼しました。こちらはワカサギではなくヤマメですね。(2)の放流事業以外の増殖事業につきましてはアユ等について、堰堤下にたまたまものをくみ上げ放流しているとのことでした。(3)につきましては、サケ稚魚370万尾を2月から3月の間に放流する見込みとのことでした。(4)の方針としましては、種苗放流を実施していくとともに堰堤の下にたまっている滞留魚のくみ上げを実施していくとのことでした。

23ページに進みまして、遊漁券の発行実績ということで令和元年の合計枚数が175枚、令和2年が312枚と大幅に増えた結果となっておりました。5番の漁業権行使実態につきましては、釣り、投網、ウナギの筒を行っており、行使人数については、180名、漁獲量については不明となっております。組合員の現況につきましては、令和元年が212名、令和2年が200名となっております。6番のその他の組合事業実績としまして、河川監視及び清掃を実施しております。昨年度行っていたイワナ、ヤマメの親魚飼育及び放流については、飼育に係る電気代等の経費が大きいため廃止とすることでした。

進みまして24ページをお願いします。24ページが北上追波漁協の報告内容となっておりまして、北上追波漁協ではヤマメ(サクラマス)の放流を行っております。令和2年度につきましては、購入先の種苗の育ちが悪かったことから例年より小型の種苗の放流となったため、実績の重さが少し減った数となっております。令和3年度につきましては、令和2年の計画量と同様の放流を行うとのことでした。(3)のサケの事業につきましては、サケ稚魚60万尾を3月に放流する予定ということで、令和3年度は未定ということでした。(4)の方針につきましては、震災復旧に伴う河川工事が継続しており、増殖放流事業等を行う場所が制限されているため、工事の状況を見ながら行っていくとのことでした。

25ページに進みまして、遊漁券の発行実績となっております。遊漁券の発行実績につきましては、令和元年が795枚、令和2年が1,134枚となっており大幅に伸びたとのことでした。こちらについてはサクラマス釣りの人気が上がってきたためとのことでした。5番につきましては、漁業権の行使実態となっており、釣り、投網、刺し網、その他うなぎをねらった漁法について行っており、人数は241名、漁獲量は不明となっております。また、第1種共同漁業権につきましては、小型機船底曳網でシジミを行っており、行使人数は31名、漁獲量は39,000kgとこちらの数字については暫定ということでしたがこれよりももうちょっと増えるとのことでした。(2)の組合員の現況につきましては、令和元年度が140名、令和2年度が137名ということでした。6番のその他の

組合事業実績につきましては、サケの遡上時期における監視業務、密漁対策及び清掃船での流木の処理を行っているとのことでした。

26ページをお願いします。26ページが鳴瀬吉田川漁協の報告事項となっており、鳴瀬吉田川漁協では、アユ、イワナ、ヤマメ、ニジマス、ワカサギの放流を行っております。こちらにつきましては、アユの放流については漁協の放流及び市町村の協力放流の2つがありまして、今年度につきましては漁協の放流については概ね計画どおり、市町村の協力放流については972kgということでした。また、イワナ、ヤマメについては増殖計画としてはゼロでしたが、予算に余裕があったため、100kgほど放流したとのことでした。こちらの計画につきましては、アユとイワナ、ヤマメの協力放流については、暫定的には書いてありますが、市町村の予算との調整で変わってくるとのことでした。ニジマスやワカサギについては、計画どおり放流を行い、計画についても例年どおりということでした。放流事業以外の増殖事業については、産卵場造成として、アユの産卵場、また、ウグイ、オイカワの産卵場の整備を行っていましたが、アユの産卵場の造成については、台風被害による河川環境の変化により実施できなかったということで、令和3年度については、できる場所を探して実施することでした。また、(4)の方針としまして漁業権魚種であるカジカにつきましては禁漁期を設けることで資源保護を図りたいとのことでした。

27ページに行きまして、遊漁券の発行実績ということでしたが、令和元年が1,010枚、令和2年が984枚と少し枚数が減ったとのことでした。5番の漁業権行使実態につきましては、釣りと網、切れていますがぶっきり漁、築瀬が行われており、行使人数が192名、漁獲量が不明となっております。組合員の現況につきましては、令和元年が206名、令和2年が203名となっております。6番のその他の事業実績として、除草作業及びごみ拾いを解禁前に行っていたとのことでした。

続きまして28ページをお願いします。28ページが宮城県漁協の仙台支所ということで、ウナギの増殖事業を行っていましたが、震災による環境変化によって、漁場である井戸浦の環境が変わったためにウナギの漁場として使用不可となっており、計画としてはあります、実際にはほぼ行えていないということで、環境の状況を見ながら放流を行っていきたいということでした。飛ばしまして、5番の漁業権行使実態の中で第5種共同漁業権ともう1つ、第1種共同漁業権の方ですね。こちらにつきましては、ジョレン等によりシジミ等の漁獲を震災前に行っていたところで、震災後は行われていなかつたとのことでした。ただ、シジミについては、死貝が多く、様子を見る必要があるとのことでした。組合の現況につきましては、令和元年から59名、令和2年が58名となっております。その他の組合事業実績につきましては、河川監視の業務を月1回行っているとのことでした。こちらにつきましては、漁場の復旧状況に応じて増殖事業の実施を検討することとしています。

30ページお願いします。30ページが広瀬名取川漁協ということで、こちらの漁協では3番の(1)ということで、イワナ、ヤマメ、フナ、ワカサギの放流を行っております。こちらにつきましては概ね計画どおりの放流となっておりますが、ワカサギについては先ほどもありますとおり、種苗の購入先である諏訪湖漁協、こちらの方がですね、ワカサギ

の不漁だったということで、種卵が不足し、計画より少ない放流となつたとのことでした。計画量については、概ね同じ数量で検討するとのことでしたが、アユとイワナとヤマメ、こちらにつきましては、予算を勘案して計画量を少し減らしたとのことでした。放流事業以外の増殖事業につきましては、産卵場造成とくみ上げ放流を行つており、ウグイ、アユ、サクラマスについて行つております。サケの放流につきましては、サケ稚魚を2月までに25万尾放流したことでした。

31ページに行きました、遊漁券の発行実績ということで、令和元年が1,140枚、令和2年が1,291枚ということになっております。5番の漁業権行使実態につきましては、釣りと投網で行つており、行使人数は706名、漁獲量は不明となっております。また、第1種共同漁業につきましては、ジョレンでシジミ、また、かごでもモズクガニの漁獲を行つており、行使人数についてはそれぞれ89名、かごについては数名ということでした。6番のその他の組合事業実績につきましては、サケの密漁監視ということで名取川と広瀬川の合流点から貞山堀までの範囲で、組合員の船を使つて行つているとのことでした。

進みまして32ページをお願いします。32ページが蔵王非出資漁協ということで、こちらにつきましては、3の(1)でイワナの放流を行つております。こちらについては、計画どおりの放流を行い、令和3年度についても計画どおり行うということでした。また産卵場造成についても計画どおり行い、今後も続けていくということでした。

33ページいきまして、遊漁券の発行実績ということでしたが、令和元年が230枚、令和2年が200枚ということになっております。ただしこちらについては、見込みであるため、実際にはもう少し増えるかもということでした。

進みまして34ページお願いします。34ページが白石川漁協ということで、3番の(1)増殖事業につきましては、アユ、イワナ、ヤマメ、ワカサギについて行つております。アユにつきましては、計画どおりの放流を行いましたが、イワナについては、種苗の確保が遅れたため、計画より少ない放流となつております。また、ヤマメにつきましては、種苗計画より多くの放流ができたということで、実績が1.5倍のことでした。ワカサギにつきましては、先ほどからも話がありますとおり、購入先の不漁で確保できなかつたということで、こちらのワカサギにつきましては、令和3年度から購入先である諏訪湖漁協ともう1つ、福島による伊北漁協というところから試験的に種苗を購入予定ということでした。(2)の放流事業以外の増殖実績につきましては、アユの産卵場整備を計画とおり行いましたが、イワナの産卵場整備につきましては、実施する方が高齢化により実施できなかつたということで、令和3年度については一応計画しているとのことでした。(3)のサケにつきましては、サケ稚魚34万尾を2月に放流する見込みということでした。

35ページ行きました、遊漁券の発行実績が令和元年が1,095枚、令和2年が1,242枚ということになっております。5番の漁業権の行使実態につきましては、釣りと投網で83名行つております。その他の組合事業実績として、アユの放流後にカワウの対策として糸張りや、花火による追い払い、モニタリング等を実施しております。

進みまして36ページをお願いします。36ページが阿武隈川漁協ということで3番(1)

の増殖事業計画につきましては、アユ、ヤマメ、ニジマスについて行っております。こちらにつきましては、ヤマメについては計画どおり放流しましたが、アユについては台風19号の影響による河川復旧工事のため、放流ができなかつたということで、令和3年度については、復旧工事の進捗に目処がついたとのことで、令和3年度に75キロの放流を予定しております。また、ニジマスにつきましては、イベントの際に放流を行っていたものですが、こちらのイベントが新型コロナウイルスの影響により中止となつたため、放流しなかつたとのことでした。(4)の増殖事業の方針につきまして、台風19号の被害及び復旧工事の影響により増殖行為が制限されていますが、工事の状況次第によっては増殖事業を行いたいという方針でした。

37ページに行きまして、遊漁券の発行実績については、台風及びコロナの影響により販売しなかつたとのことでした。5番の漁業権行使実態につきましては、釣りと投網で行っており、行使人数は16名、漁獲量不明ということでした。その他の組合事業実績として監視業務を年5回ほど実施しているとのことでした。

こちらがすべての漁協の個別表の説明となっております。

また、38ページから42ページにつきましては、増殖計画案についての一覧表を記載しております。

長くなりましたが御協議の方をよろしくお願いします。

○小野寺会長

はい、ありがとうございます。

何か御質問・御意見ございませんか。大変量が多いのですが、はい、どうぞ。

○高橋清孝委員

大変膨大な量をまとめていただきましてありがとうございます。

各組合さんかなり困難な中で、その努力によってですね、かなり経営状態頑張ってるところが多いと思うんですが、ただ極端にこう悪化してるところもあるなと感じました。北上漁協さん、江合漁協さん、迫川漁協さん、志津川淡水漁協さんですかね。

この4漁協では、100万以上、多いところ500万とかなんですかね赤字になったんですね。増殖事業でそれくらい赤字になっています。これらの漁協では、サケの増殖事業もやってるんですね。いずれもサケが極端に不漁でサケの利益を補填できないというような状況になってると思うんですが、このままだと両方ともつぶれてしまうんじやないかという危惧があるんですが、この辺、県としてはどういうふうにお考えでしょうか。

○小野寺会長

県から何かございますか。

はい。どうぞ、お願いします。

○水産林政部 石田次長

今御指摘がありました内水面の漁協さんにつきましては、確かに先ほど事業を実施されているところで、これまでサケの方の放流事業で得られる収入について、それを増殖の経費等にも補填されているって実態があったんだろうというふうに思っています。

サケについて去年、今年もそうですけども、極端な不漁になっておりまして、特に去年、去年というか一昨年になりますが、その時の不漁のときにはやっぱり親が帰ってこない。卵を取れない。結果、種苗放流できない。組合の収入としては、その種苗を放流する稚魚を放流するときに稚魚を1匹幾らで買い上げていますから。それが組合にとって大きな収入にもなっていくんですけども、結果放流する稚魚は生産できないところで、大きく収入が減ってしまっております。

それで昨年についてはですね。種苗放流できないということなので、しばらくかかるということで、もう一度種苗1尾当たりの単価を見直しました。その結果、倍近くの単価までいかないですけども、高く買い上げてあげるということで、少ない種苗、これまでよりも放流少ないですけども、それなりの買い上げ量を各内水面漁協さんの方に配分することができたというふうに思っています。

今後サケの方については、かなり厳しい状況が続いていくと思うんですけども、サケの方の事業の効率化であるとか、そういった報告をこれからはっきりとしていかなきやならないんですけども、それとあわせて、内水面の漁協さんの経営の状況の、それについては、対策を検討していきたいというふうに思っております。

○小野寺会長

よろしいですか。

はい、どうぞ。

○高橋清孝委員

どうもありがとうございます。

これら4つの漁協さんのふ化場はかなり大きな規模ですので、これが全然駄目なると、非常に宮城のサケ漁業に対するですね、影響ってのは大きいと思いますよね。何とか支援しながらやっていただきたいなと思うんですが。それと併せてやはりですね第5種共同漁業権という要件とかですね、そういうたところの増殖事業に関してもですね、続けていけるように相談なり支援していただければなというふうに思うんですが。

○小野寺会長

はい。他に御意見、質問等ございませんか。

よろしいですか。

よろしければ、第1種共同漁業及び第5種共同漁業の資源管理の状況等の報告及び第5種共同漁業権の免許条件に係る、令和3年度増殖事業計画（案）については、原案どおりお認めいただいて、県からの各協議内容に対しても、原案どおりということでおろ

しいでしょうか。

○各委員

はい。

○小野寺会長

ありがとうございました。

それではこのことについては、委員会としては異議がないということで回答いたします。事務局は各部局への通知をこれからよろしくお願ひします。

それでは、続いて令和3年度宮城県内水面漁場管理委員会の開催計画について、これも事務局から御説明いただきます。

○事務局 村上技師

事務局の村上でございます。

協議事項（2）令和3年度宮城県内水面漁場管理委員会の開催計画について、着座にて説明させていただきます。資料5を御用意願います。こちら1ページ目につきまして、来年度の開催計画案となってございます。来年度の内水面漁場管理委員会の開催計画としては、今年度と同様に4回、同じぐらいの時期にですね、委員会を開催したいと考えております。

議題につきましては今年同等、例年ですね、開催実績から想定される議題としましては、全国の内水面漁場管理委員会連合会関連の会議等の報告だったりとか、あと、サケ来遊状況、来遊予測についての報告、それから今日もですね、御審議いただきました委員会指示の発動について、と先ほどこちらから協議しました次年度の当初計画について予定しております。議題につきましては、現状このような議題で予定をしておりますが、随時状況によって追加変更しながら開催していきたいと考えております。

また、下段の方で下の方にですね、全国内水面漁場管理委員会連合会関係の会議について記載させてもらいました。こちらにつきましては、基本的には会長と事務局の方で出席しているものになっております。出席後ですね、委員会にて御報告とさせてもらいます。

なお、裏面について2ページ目なんですかれども、参考として今年度の開催実績を載せておりますので、後ほど御確認をお願いいたします。

簡単になるんですけれども、協議事項（2）につきましては、説明は以上となります。

○小野寺会長

御説明いただきましたが、御意見・御質問ございますか。ほとんど例年どおりという方がよろしいでしょうか。

それでは、令和3年度宮城県内水面漁場管理委員会の開催計画についてはこれまでといたします。

-----協議事項終了-----

【報告事項】

○小野寺会長

続いて、報告事項（1）「令和2年度さけ来遊結果について」を上程いたします。水産技術総合センターから説明お願ひいたします。

○水産技術総合センター 白石研究員

宮城県水産技術総合センター白石です。

ここではサケの来遊結果ということで御報告させていただきます。

令和2年度、2020年度の来遊状況、県の来遊状況ということでございまして、来遊は188,000尾、前年比で68%。沿岸漁獲数が154,000尾、前年比で69%。河川捕獲数が34,000尾、前年比で65%。金額が4億4700万円、前年比91%、採卵成績が2,452万粒、前年比108%です。

こちら県の来遊数でございまして、横軸に年度、縦軸に来遊数を千尾でとっております。緑色の棒グラフが河川捕獲数で青が沿岸漁獲数、合わせて来遊数となります。ここ2年、2019、2020年と減少傾向が現れています。

次は、地区別の来遊数でございます。左上は来遊数を北中南で分けたもの、右下のものは、来遊比率のグラフになっておりまして、北部がオレンジ、水色が中部、緑色が南部ということで示しております。右下のグラフ、近年は比較的北部の比率が高くなっています。

次のグラフが水揚げ金額と平均単価でございまして、棒グラフの青が金額で赤折れ線グラフが平均単価になります。近年、金額は下がってるんですが単価は上がりました。採卵数と放流尾数のグラフです。棒グラフが採卵数で、折れ線グラフ赤が放流尾数になります。2019年の採卵数放流数とも減少したところですが、2020年、まだ放流は続いているところですが、採卵数の方は2019年より若干多いというところでございます。

次、旬別沿岸漁獲数のグラフでございまして、横軸には月と旬で9月上旬、9月中旬、1月下旬というふうにとっております。縦軸には沿岸漁獲数千尾、オレンジが2019年のグラフでマークのある赤、折れ線グラフが2020年です。2019年、2020年度も低いレベルになりましたが、2020年は昨年に比べますとなだらかな形のグラフとなっております。

旬別、河川捕獲数のグラフで色とグラフの表示はほぼ同じで、縦軸に河川捕獲数がとてございます。2019年、2020年、オレンジと赤が低いレベルになっております。宮城における回帰率、これは単純回帰率と言われるものですが、4年魚で最も回帰しますことから、サケ4年魚の放流に対する来遊数割合ということでとております。右下のところ、右下っていいますか2019、2020年ですが、ともに低く2020年、放流数自体は2019年と同程度でしたので、回帰率が2019年より低下しております。

2020年の全国の来遊状況でございます。左に道県がとってございまして、2020年、2019年度の来遊数、そしてその3段目に過去15年の平均値ということで、これを平年としております。前年比と平年比というふうにとっていきます。2020年についてですが、北海道については2019年、前年並みになっておりました。太平洋側の各県については、前年の7割程度に概ねなっております。日本海側については、前年より多めになっております。このことについて水研のコメントがありますけれども、日本海側各県は技術の向上を、このほか稚魚が海に入れて北上する際の水温変化によるダメージ、これが最近取り上げてるとこですが、これが日本海側で太平洋側より影響が小さかったのではないかという考えが示されてきております。

全国の来遊状況の水研機構の取りまとめ資料になります。横軸が年度で縦軸が来遊数1,000万尾です。2019, 2020のところですけど減少傾向があります。近年、北海道がこの棒グラフで宮城が赤、岩手が緑というふうなところなんですが、その他日本海側の各県がさらにその上に来るっていうような状態の棒グラフです。近年、北海道を初め各県とも減少傾向にあります。なお、これを日本海側の各県なんですけれども、もともとのレベルが太平洋側に比べるとかなり小さいということでございまして、最近ではちょっと見えないって言いますか、一緒に見ると小さいというようなことがわかるかと思います。

来遊数の減少につきまして、このグラフなんですけれども、水研機構の取りまとめたものでございます。左側は本州太平洋側におけるサケ年齢別来遊数、一部、推定値ということになりますけども、横軸年度、縦軸来遊数、色分けが3年魚水色、4年魚は赤、5年魚は緑というふうになってきております。左側は太平洋全部ですが、右側については宮城県河川で気仙沼大川は上段の図、下段の図は北上川ということになります。各図とも通じて、4年魚の比率が2020年は高くなってきております。

この図については、何度かお示してるとこですけどサケ回遊経路の模式図、推定図でございます。日本を発したサケは北上しましてオホーツク海に達し、あとはベーリング海に入りましてからアラスカ湾で越冬などして、ベーリング海を経て日本に帰ってくるというようなところですが、海洋環境の変動でオホーツク海の北上回遊移動時に減耗したということが指摘されてきておるところです。近年ですね、このオホーツク海でいう話があったんですけども、オホーツク海に達する以前に減耗が大きいのではないかというようなことが指摘されております。日本海側と北海道では経路も違うというなこともあります、海域別の旬平均、海面水温偏差の時系列ということでございまして、気象庁のホームページからの図でございます。これを海域2、北海道本州のところと、右下ですね、海域4、本州の太平洋側の海域のものということで上段と下段です。各海域の旬平均海面水温の平均平年偏差、平年値からの差の推移ということでございまして、上に示す、例えば海域ですと、上の赤の値が大きいほど平年から高い方向の偏差ということで、青に示す下のマイナスというところは低い方向の偏差ということでございます。ちなみに、この平年値のとり方につきましては、気象庁ではWMO世界気象機関の基準に沿っているものとしているということでございました。この図からなんですけども、

稚魚降海後の水研がよく言つてることになるんですけども、沿岸水温等の環境変動によって減耗した可能性が見て取れるかと思います。ちょうど現在のところから4年前、5年前というところになるところでございますが、その図について春先のところに注目していただきたいところなんんですけど、年の初めですね、この時期、水量が常に高めだったり、或いは水温がマイナスの傾向からプラスの傾向に急に変わったりというようなことがあります、そのことで稚魚に悪い影響があるというようなことが考えられているところでございます。

まとめといたしまして、令和2年度の来遊数は188,000尾、前年度、2019年度275,000尾の68%。1980年代前半と同水準であったところの前年度より少ないとということになりました。全国的には前年度と同程度の水準に、低水準ですね、なっております。サケの資源維持のためにより一層種卵確保苗育成に努める必要があると考えておりますが、なお試験研究サイドとして、これらの一助とするため、水研機構が提示しております、減耗リスク対策ですね、そのうち、放流時期の分散、これの推奨、そしてもう1つ春先の水温の上昇傾向への対応としての、前期群を生かす形での早期放流についてこちらを提案していきたいと考えておるところでございます。

私からの報告は以上です。

○小野寺会長

ありがとうございました。これについて何か質問ありませんか。

はい、どうぞ。

○高橋計介委員

どうもありがとうございました。

日本海でここ近年ですけど、少し増えているっていうのに、何か小型魚がよく帰ってきてるっていう話を聞いたんですけど、そこら辺はいかがですか。

○水産技術総合センター 白石研究員

日本海が小型魚が帰ってきてるってことですか。そちらについては、ちょっと正確な情報をちょっと持ち合わせておりませんけれども、おそらく全体の報告自体は水研からさなされてますので、全体的に、以前の放流時期に比べて、小型化しているというようなことは、このところずっと言われておりまして、実際にそうなってるということで、本州北海道も含めて小型になって、しかもちょっとですね、年齢が高いけども小型ですね、年齢が低いと小型っていうのがあったんですけど、年齢が高くても困ったっていうようなことが多々見受けられるようになってきておりますので、そのことについては大学の先生等からも、索餌環境ですね、ベーリング海とかしていくわけですけれども、そちらの条件がサケにとってあまり良くないのではないか、餌環境が大きいと思うんですけど、そういうことが言われているところでございます。

○高橋計介委員

なるほど。御指摘どおり、だから中長期的に見て日本海なんかいいと必ずしもいいかどうかってのは、ちょっとわからないなと思って。今は多いちょっと多いけれど、今後減る可能性はあるなんてことと、もう1つその分散放流をされるってこと、それはもうすごくいいことだと思うんですが、ただ、労力とかそういうこともあるし、実際に親魚ですよね親魚の時期がやっぱり去年みたいにすごいなだらかだったら、分けてといいますか、前期群、中期群みたいなので、育てて放流時期も変えられるかもしれないけれど、昔みたいなピーク型になった場合は、なかなか長くずらすっていうのは難しいようなふうに思うんですけどそこら辺はいかがですか。

○水産技術総合センター 白石研究員

分散放流の考え方自体は世間中心に提唱されてきておるとこなんでございますが、実際には北海道がモデルになっておりまして、ある程度のすでにパイがあるということを前提のところができるとやっぱりリスク分散放流の考え方です。当方に当てはめると、放流数自体は小さいものでございますから、その中でもできれば時期をずらすという考え方でございます。さらに言えば春先の状況に対応するということであれば、早ければ早いほどってなるんですけども、実態に合わせますとそれもなかなか難しいのが現状でございますから、実際手段は幾つかっていうことの1つとしてそのようなことも考えられるんじゃないかなということでございます。

○高橋計介委員

おっしゃるとおりだと思いますね。早期だからって小さいのをあまり放しても多分、また減耗率が下がる可能性もあるので、その辺のことぜひよろしくお願ひしたいと思います。

○小野寺会長

ありがとうございました。

はい、どうぞ。

○高橋清孝委員

御報告ありがとうございます。

初めて前期群に力を入れていきたいという、そういう発言がありまして本当にうれしいなと思っております。以前から、この水温が全世界的に上昇している中で、やはり前期群に力を入れなければならないというのは、これはかなり必然的なものだと思います。日本海がなぜ良くなったのかっていうことなんですかけども、日本海の系群っていうのはやはり前期群が主体で、まさに南限の魚なんですね。京都あたりから石川とか富山とか、そういったところは前期群がもともと主体でした。非常にそういう意味で高水温

に強い魚が主体なんですよね。ですから、当然こういう高水温期にも最後まで残ると。日本海の場合は山が海に迫っていますので、非常に湧水も多いんですね。そういうことで、前期群も非常に飼育しやすいっていう、そういう条件もあります。

それに対してですね、こちらに県、或いは福島、茨城もそうなんですが、ここにも、日本海と同じような前期群があって、これも南限のサケなんですね。ですから、これは非常に日本海と同様に有望だと私は考えてます。ただ、残念ながら日本海と違って湧水の条件がちょっと違う。山が、平野がかなり広いもんですからね。下流にあまり湧水がないというのが弱点なんですね。

そういうのを克服していくためには、やはりもう少し山に、奥羽山脈に近いところに湧水をきちんと探して、そこで大きな孵化場を作つて前期群を育てていくとかね、そういう根本的な改善というのが私は必要ではないかなというふうに思います。

その辺もぜひ長い目で見てね、検討いただければなというふうに思います。

○水産技術総合センター 白石研究員

ありがとうございました。

○小野寺会長

他にございませんか。

よろしいですか。

それでは令和2年度さけ来遊結果についてはこれまでといたします。

続いて、報告事項（2）「水産業の振興に関する基本的な計画（第Ⅲ期）について」を、これも県から御説明をいただきます。はい、どうぞ。

○水産業振興課 山内技術補佐

水産業振興課企画推進班の山内と申します。

水産業の振興に関する基本的な計画（第Ⅲ期）について、御報告させていただきます。

本計画は、宮城海と魚の県民条例に掲げる基本理念の実現に向けて、我が県水産業の振興に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図ることを目的に策定するもので、令和3年度から令和12年度までの10年間を計画期間とします基本計画、県の水産政策の基本計画となります。

この計画の策定にあたりましては、昨年からですね、宮城県産業審議会の方に諮問いたしましたり、宮城県議会の常任委員会等でも何度も御審議いただきながら作業を進めました。

内水面関係に関しましても、9月23日の内水面漁場管理委員会、第3回におきまして中間の方説明させていただきまして、加えて10月にですね、県内3ヶ所で開きました地域説明会で、各地区の内水面漁協向けに説明させていただきました。また、10月30日には、内水面漁連さんの役員会の方でも説明させていただきまして、いろんな御意見頂戴いたしまして、今回それを反映したものがこの冊子になっております。

先週閉会いたしました宮城県議会で議決をいただきまして、正式なものとなったもので、今回御報告、あと配布させていただいたという中身になっております。

中身ではですね、前回説明させていただきましたんですが、冊子6ページの方をお開きください。こちらの方にですね、内水面漁業の現状と課題ということで、内水面分野につきましても、しっかりと現状の課題認識しておりますことを記載しております。

加えて、冊子の方、10ページの方お開きいただければと思います。

これは内水面も含めました本県水産業の目指すべき姿なのですが、今後10年間の目指すべき姿、環境と調和した持続可能で活力ある水産業の確立であります。

特に内水面に関しましては、今回の計画につきましては、まず、環境及び漁場資源といったところの維持、あと造成といったものが、再生して使っても、また、再生していく水産分野ですね、特徴、あと産業発展に必要なもの、そういうものを反映させまして特に大事だろうということで、環境の方に特に土台といたします計画になっております。

そして内水面向けの取り組みといたしましては、特に大きいところといたしまして、冊子の31ページをお開きいただければと思います。基本方向の4、海の豊かさを守り支える資源管理と漁場水域環境保全の推進という基本方向の中にですね、施策12、生産力の高い漁場の整備や水域環境の保全という施策を設定いたしまして、その中に下段の方を御覧ください。目指す姿、実現のための取り組み方向ということで、魅力ある内水面漁場の維持管理、こちらの方をしっかりと明記いたしまして、今後10年間取り組んでいきたいと考えております。

合わせまして、ページをおめくりいただいて32ページを御覧ください。こちらの方にはですね、先ほど報告のありましたサケですね、サケ資源の方をはじめ2ページにあります種苗生産等の資源造成等の推進、こちらにつきましても明記しております。サケの回帰率向上に向けた試験調査が始まりまして、最後、閉鎖循環式陸上養殖を活用した効率的な種苗生産方法の開発までこういった種苗生産、資源造成といったところを明記して取り組んでいきたいと考えております。

最後にですね、見開きの18ページと19ページ、御覧になつていただけますでしょうか。こちらの方に、この冊子の方に盛り込まれております、環境と調和した持続可能で活力ある水産業の確立を目指した施策の展開ということで、全水産分野の取り組みをイラストで取りまとめております。この中で右上の方を御覧ください。魅力ある内水面環境、あと種苗生産、資源造成、放流などといったところを中心にですね。川、内水面、象徴的にイラストで盛り込ませていただいております。

また、左肩の方を御覧ください。こちらには内水面養殖業ということで本県で推進しております、伊達いわな、はじめに、こういった内水面養殖業の取組、陸上養殖の推進といったところも記載させていただいております。

この計画を基にですね、今後10年、目指すべき姿を目指して取り組んで参りたいと思いますので、委員の皆様には今後ともまた御指導をどうぞよろしくお願ひいたしたいと思います。

以上です。

○小野寺会長

ありがとうございました。質問等ございますか。

なければ、水産業の振興に関する基本的な計画（第Ⅲ期）については、これまでいたします。

【報告事項3】

続きまして、報告事項3番目「稚うなぎ採捕に係る許可の取扱について」こちらをお願いします。

○水産業振興課 本田技術主査

水産業振興課の本田と申します。私から資料8を用いて説明させていただきます。1枚おめくり願います。稚うなぎ採捕に係る許可の取扱についてということで、昨年の1月の委員会におきまして、うなぎ稚魚漁業の制限措置等という題目で御審議いただきまして、承認は得たのですが、委員会終了後ですね、改まって今回新たに制定した宮城県漁業調整規則を確認しまして、附則のうなぎに関する経過措置等について確認したものでございます。

中身としては黒丸で書いてございますが、附則におきましてうなぎ稚魚漁業の適用について3年間の猶予期間を規定したものでございます。

点線の中が規則の本文でございます。点線の下から2行目、申し訳ありませんちょっと誤字ありますと旧規則、うなぎの体長制限でございますが、これ体調で、長さの方に訂正をお願いいたします。

うなぎ稚魚につきまして改正漁業法において特定水産動植物の規定、全長13センチメートル以下のうなぎの採捕禁止の適用はですね、3年間の猶予期間が定められておりまして、本県におきましては、経過措置を待たずに適用する予定であったのですが、法の経過措置に対応した、国が示す記載のとおり規定してしまったものということでございまして、対応につきましては、うなぎの経過措置に係る附則はですね、法的な支障はないことから、採捕者である宮城県漁業協同組合の説明を行った上で、令和2年12月のですね、諸問は取り下げさせていただきまして、従前どおり、ウナギの特別採捕許可として取り扱いさせていただきました。

今回、改正漁業法への対応として新たに規定する予定でございました採捕従事者の適格性の確保に関する規定等につきましては、特別採捕許可としてですね、そちらの取扱方針の中に盛り込んだ形でございまして、来漁期以降、宮城県漁協とですね、調整した上で漁業許可への移行を行って参りたいと考えております。

本件については以上でございます。

御了解いただきたいと思います。

○小野寺会長

ありがとうございました。何か御質問はございますか。

それでは稚うなぎ採捕に係る許可の取扱いについてはこれまでといたします。

続きまして、もう1つ「宮城県カワウ対策協議会について」これも県から報告願います。

○水産業振興課 本田技術主査

引き続きまして振興課本田です。資料9、1枚おめくり願います。

宮城県カワウ対策協議会についてでございまして、本県におきましては震災によりまして沿岸の海岸林が消失したことにも影響しまして、カワウの生息域が内陸部に移動拡大してございまして、特に河川、湖沼、養魚場等ですね、水産資源の食害が報告されることが増えてきております。

そういうところで、県内ではですねカワウの生息状況、被害実態の調査を行うとともにですね、新たに県としてのカワウ対策のための指針を策定することでですね、効果的な個体の管理と被害防除の体制を確立することと、こういう趣旨ですね、設置するものでございます。

国内の動きとしてはですね、平成25年に環境省と農林水産省の方ですね、カワウ対策の考え方を示しまして、10年間で被害を与える個体数をですね半減させるという目標を掲げてございまして、各地ですね、広域協議会というものを設置しております、東北地方におきましても、平成30年に新たに発足したところでございます。

実は本日の午前中にですね、宮城県で初めての協議会ということで開催をいたしました。協議会の活動内容としてはですね、カワウの生息状況、被害状況のモニタリング結果等ですね、情報収集ですか、共有とそれから個体群管理、被害防除法、それから適正管理指針の策定検証及び見直し、その他必要な事項とこういうふうに規定してございまして、構成員としましては野鳥保護サイドですね、日本野鳥の会宮城県支部ですか、それから実際河川で漁業を営まれる内水面漁連さん、さけます増殖協会、それから試験研究機関として宮城教育大学と本日棟方委員にも御出席をいただきました。それから、関係市町、それから河川管理者としまして国土交通省の東北地方整備局、それから県としましてはカワウの生息状況調査を行う自然保護課、それから胃内容物調査を行っている内水面水産試験場、そして水産業基盤整備課と水産業振興課等をしてございまして、今宮城県の状況としましては、この下の左のフローはですね環境省が示す鵜のフェーズといいまして、カワウ対策の取り組みのステップと示されてございまして、平成29年ですね、カワウの生息状況調査を自然保護課がはじめているところでして、30年からですね、内水面水産試験場で胃内容物調査を始めてですね、徐々に今生息状況ですか被害状況の把握を始めているというところで、次の段階としてまずは県内関係者が一同に集まっていろいろ話し合う場を作るということで今回協議会を発足させまして、今回適正管理指針のたたき台をまず事務局で作りましてですね、今協議会の構成員の方に意見聴取を行っているというところでございまして、今後ですね年1回程度を開催してですね、関係者間で情報共有ですか、対策検討を行っていくという形で動いております。

本件については以上になります。

それからですね最後にお配りした資料でございまして、協議会の中でも少し広瀬名取漁協の金子組合長からも情報提供がございましたが、先ほど眞壁委員からですね、情報提供ということで、川の捕獲用の流しばりの仕掛け等に関する資料ということで聞いてございますので御参考ください。

○小野寺会長

このことについて眞壁委員から何かありますか。

○眞壁委員

これはあんまり把握していないんですよ。すみませんが参考にして読んでいただければと思います。

○小野寺会長

よろしいですか。

なければ、宮城県カワウ対策協議会については、これまでといたします。

-----報告事項終了-----

【その他】

○小野寺会長

その他に移ります。はい、どうぞ。

○眞壁委員

その他ですね、1つ2つあるんですけども、1つはやっぱり河川の環境整備っていうか、私釜房ダムの下の集落にいるもんですけども、釜房ダムの下は砂利がないんですよね。はっきり言って、もう水で流されて、それで自然増殖っていうか天然増殖というか、そういうのはできない状況なんですね。

それを訴えて6年前に釜房ダムの所長に言ったら、所長は砂利取ってあげるからということで、一応ストックしてるんですけども、釜房ダムの方では砂利、玉石を色をつけて放流時どれだけ流れるか、そういうのもしたいということだったんですけども、うまくいったなあと思ったんだけども、大河原土木事務所では砂利なんか川にいらねえんだって、反対に取るんだって、そういうことなんですね。

ですから現況としては、今、正直言ってコイ以外の魚は1匹もいないよ。あの川はそんな状況です。

増えてるのは反対にやっぱり雑魚がいないから、川虫がね。そういうのがいっぱいいると思うんですよ。終わる頃になるとね、カゲロウの成虫が夜、橋の上に全部で真っ白く雪降ったように集まるんです。うちの橋2つあるんですけども、あと秋保温泉の入り口の橋もそういう状態なんですね。

正直言えばカワウが原因なんだけれども、そのように雑魚がいなくて、砂利がなくて、

そういうのは増えてきてんだよね。

そしてアオミドロですか。そういうのが発生してるんですねいろんなところに、それが今回も、去年の秋なんですけどもサケ採捕員からアオミドロね、網さ引っかかって大変なんだと。サケ獲る場合でねえんだけど。それはこっちまで来たんだなあってところで、やっぱりそういう水質っていうか、そういうのをやっぱりお互いに気をつけてね。

例えば、私は思うんですけども、上の、川崎町の浄化センターがうちの川に流すんですけどもそこんとこもアオミドロあるんですよね。そこで、建設水道課に言ったらば、国の基準を守ってるから大丈夫だよと。だけども、アユは腰曲がってたり尻尾曲がってたり、そういうのが現状なんですよ。

本当、町長にもほら、正直言うと毎年増殖事業として5万円出すから勘弁してってあったけどもして、同じ町内だからしがねえなっていう話をしたんですけども。

そのようにやっぱり、カゲロウとかね、そういうのとか、川には石がなくてさ、そういう雑魚1匹いないと、本当に私正直言って、今ちょっと足悪くしてね、投網触れないんだけど前、川に行く度に、吉原のね、川の流れの中で獲ったりなんだりして、やっぱり後から見て何年か見るとちゃんとそこに砂利が溜まっているんですよね。

ですから吉原もですね、やっぱり業者に任せると大変だと思うんですね、我々中間部の河川っていうの、重機降りていかないっていうか、そういうのが多い場所なんで、ぜひ自治体の方と一緒に、各組合に頼んで減ってた分だけお金調整してもらえば、5年10年以上、もうこちらでも変わると思うんですけども、少しずつ環境整備をお願いしたいと思うんですけどもね。いやもうまず本当にこの街の中にいたんではわかんないと思うんです。実際現場へ行ってみないとね、秋保側もそのとおり、赤石だってその通り名取川水系、広瀬川水系、そういう感じで、やっぱり環境整備が大事だと思うから少しずつお願いできればと思うんです。うちの前の碁石川の中州なってるのも、ようやく5年前に柳の木切ってもらったんですよ。そしたら5年後にもう柳が出てきて、今回も中州とりましょうということでちょっとしてもらったんだけど予算余ったので大河原土木から、だけど担当者が今度転勤になるっていうことで連絡入ったんで、でもやると思うんですけども、少しずつ、やっぱり土木事務所と連携してそういう形もやってもらいたいなと思うんですが、我々から言ったっていうこと聞かないですよ。はっきり言って、時間もかかってきちゃう。そういう形でお願いしたいと思うんです。

あともう1つはさけなんんですけども、今日の説明があったようにね、2年も続けて不漁なんですよね。うちの方の水系協会に、うちの委員が話したらしいんですよね。やっぱり10月の半ばだったら例えば雨や、5日間でもなんでもが休んでくれないかと。いうふうに言ったんだけども、石川会長は生活がかかっているから駄目だってね。確かに生活は生活なんだけど、やっぱり後々のことを考えて今のことを考えないで、それはちょっと休業5日間でも自治体の方がお願いしてもらえば、そしてその結果を現れてくるってもんだけどうでしょうかね。お願いしたいんですよね。別に私たちには採卵なんでしなくていいんだよね。はっきり言ってね。私からそんなこと言ったんで、決まりだから、その先のこと2つよろしくお願いします。

以上です。

○水産林政部 石田次長

はい。大変難しい問題かなというふうに思います。

3つ目の河川の環境についての話なので、これは土木サイドの方とも十分に協調し、連携しながら対応していかないといけないことだと思います。

ちょっと実態がですね、私どもの方でちょっとよくわかっていないものですから、また土木サイドと確認はしてみたいと思いますけども、今後その河川環境、我々の増殖行為であるとか、そういうものを推進していく上でも、そういう部分、今日連携してやらないとやっぱり駄目だと思いますので、やはり、現場の皆さんとの声をよくお聞かせいただいて、それを関係者の範囲でしっかりと協議していく、そういう姿勢でこれからもやっていきたいと思いますので、土木サイドの方にも確認とていただきたいというふうに思います。

それから、さけの方ですが、網揚げ協力、確かにさけ放流しなければ帰ってきませんので本当に内水面の漁協さんが、内水面のふ化団体の方々の放流していただいているおかげで今のさけの事業、さけの漁獲があるんだと思っております。

ただ一方で業者の方も、今年さけが本当に不漁でして、やっぱり漁業者の方にも厳しい状況にある。やっぱさけの事業については内水面と、それから海面の方を両方協調しながらやっていかなきゃいけないですし、網上げの協力についてもですね、必要に応じて実施していくべきだと思います。ただその河川ごとにですね、関係する海面内水面の方々の間で話をしながらこれ進めていかなきゃならないものですから、そういうところには県の方も入りまして、対応については皆さんと一緒に考えていきたいなというふうには思います。

○小野寺会長

ありがとうございました。

その他何かございますか。

はい。

○事務局 神山技師

事務局の神山でございます。すいません資料の訂正が1点ございまして、資料4番の、20ページの江合川漁協の報告内容の中で、あゆの増殖事業の計画と実績だったんですけども、こちらちょっと誤っておりまして、令和2年度の計画については228キロ。実績については191キロ、達成率が84%となっていました。失礼しました。

以上です。

○小野寺会長

ありがとうございます。

よろしいですか。ございませんか。

それでは審議事項、協議事項、報告事項全て終わりましたが、今回につきましては本年度最後の委員会です。3月末で退職される県の方々がおられますので一言御挨拶いただきたいと思います。

(退職する方からの挨拶)

○小野寺会長

ありがとうございました。それでは事務局から事務連絡がありますのでお願いします。

○事務局 鈴木課長補佐

それでは、事務局から次回の委員会の日程について御連絡させていただきます。

来年度につきましては、協議事項にございましたように、第1回の委員会を7月中旬から下旬に開催予定であります。

日程等が決まり次第、皆様にお知らせしますのでよろしくお願ひいたします。

事務局からは以上です。

○小野寺会長

はい、ありがとうございました。

本日予定しておりました議題は、全て終了いたしましたので、本日の委員会はこれで終了いたします。ありがとうございました。

-----委員会終了-----

○事務局 鈴木課長補佐

以上をもちまして、令和2年度第4回内水面漁場管理委員会の一切を終了いたします。長時間にわたりありがとうございました。

《議決（決定）事項》

議題

- (1) 審議事項 ①コイヘルペスウイルス病対策に係る委員会指示（案）について
②小型機船底びき網漁業（しじみ貝桁漁業）制限措置（案）等について
③意見の聴取に関する手続規定の改正について
- (2) 協議事項 ①第1種共同漁業及び第5種共同漁業の資源管理の状況等の報告及び
第5種共同漁業権の免許条件に係る令和3年度増殖事業計画（案）に
について
②令和3年度宮城県内水面漁場管理委員会の開催計画について
- (3) 報告事項 ①令和2年度さけ来遊結果について
②水産業の振興に関する基本的な計画（第Ⅲ期）について
③稚うなぎ採捕に係る許可の取扱いについて
④宮城県カワウ対策協議会について

以上の記録は的確であることを認め署名する。

会長

小野寺充也

署名委員

菅原元

署名委員

柳市有宗

書記

神山晃汰